

Q 1 補助対象経費に含まれる光熱費の範囲は。

電気料金、ガス料金及び燃料（灯油、ガソリン、軽油及び重油）料金です。
水道料金は含みません。

なお、学校法人会計上、「光熱水費」以外の科目に計上される経費（「車輛燃料費」や「給食経費」等）も対象となります。

Q 2 ある月（例えば令和8年4月）に使用し、次の月（令和8年5月）に支払いをした光熱費は、所要額（支出済額）調書上、どの欄に記入すれば良いか。

当該光熱費について、学校法人会計における費用計上月と対応するように記入してください。

設問の例では、学校法人会計上、令和8年4月の未払金として計上するのであれば「令和8年度の4月」の欄に、令和8年5月に費用計上するのであれば「令和8年度の5月」の欄に記入してください。

Q 3 前期分の執行のスケジュールは。

予定としては、以下のとおり考えております。

（参考）

- 10月中旬：所要額調書提出〆切
- 10月下旬：内示額の通知、交付申請書〆切
- 11月上旬：交付決定
- 11月中旬：実績報告及び請求書〆切
- 12月中旬：支払い

Q 4 補助対象経費の比較対象が令和3年度である理由は。

原油価格や物価の高騰の影響を受ける私立学校に対する支援という事業の趣旨に鑑み、価格が高騰する前の令和3年度を基準としたものです。

Q 5 補助対象期間が半年間（令和8年9月まで）となる理由は。

本事業は、国が措置する交付金を活用して実施するものです。

当該交付金については、県全体の事業計画を踏まえて配分していることから、本事業については半年間を対象として実施することとしています。

なお、10月以降については、現時点では未定です。

Q 6 所要額（支出済額）調書を提出する際の添付書類は。

光熱費の費目ごとに、月別の支出日及び支出額が分かる書類（経理書類、料金明細票、通帳の写し等）を添付してください。

なお、2つ以上の学校や部門（収益事業や学童クラブ等）について、まとめて光熱費を支出している場合には、補助対象校分の計上額（内部振替額）が分かるよう、整理のうえ書類を提出してください。

※令和3年度の書類は、これまで提出されたものを活用しますので、改めての提出は不要です。

Q 7 補助対象経費（令和8年度光熱費のうち、令和3年度光熱費を超過した金額）について、①価格高騰に起因する金額上昇分のほか、②使用量の増加等に起因する金額上昇分も含まれると考えられる場合、補助対象経費の算定上の考え方は。

①と②を明確に区別することは困難であるため、超過した金額の全額を補助対象経費とします。

Q 8 令和8年度に支出した費目のうち、令和3年度の支出実績がない費目について、補助対象経費の算定上の考え方は。

令和3年度の支出実績がない費目については、価格高騰によるかかり増し分を計算することができませんので、原則、補助対象経費から除きますが、個々の事情については、個別に御相談ください。

Q 9 昨年度の補助実績が無かった場合であっても、申請をしてよいか。

今年度の申請は可とします。

エネルギー価格高騰による経費負担の増加分を対象とした補助金であることから、これまでと同様に適切な使用に努めたうえで生じた負担増について申請してください。